

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本工事は、都市計画道路新所平島線新設計画に伴う東海道本線木曾川・岐阜間392k371m付近（仮称）深沼こ道橋新設工事を委託するものである。</p> <p>本工事は、JR東海道本線交差部の函体工事やそれに伴う鉄道施設支障移転工事等を行う専門性の高いものであり、運行中の列車への安全配慮が極めて重要となる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>本工事は、JR東海道本線直下の函体工事など専門性の高い工事であり、また、施工時の列車運行上の安全確保が極めて重要な工事であることから、工事対象区間であるJR東海道本線を所有し、列車を運行している鉄道事業者である東海旅客鉄道株式会社以外に適当な者は存在しない。</p> <p>協定第6条では、各年度の工事の実施に際し、当該年度毎の工事の施行に関する年度協定を別途締結することとなっていることから、協定に基づき東海旅客鉄道株式会社との随意契約により令和8年度の年度協定を締結する必要がある。</p>